

「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」

と 解 説

平成30年11月

目 次

「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」と解説		
1	はじめに	2
2	基本事項	3
3	連絡会	6
4	下水道対策本部の設置と解散	7
5	下水道対策本部の組織	11
6	下水道対策本部の業務	14
7	支援体制の確立	16
8	応援活動	16
9	前線基地	17
10	その他	17
別紙 1	下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員	21
別紙 2	(災害時)	22
別紙 3	(平常時)	23

「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」と解説

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震(前震:4月14日、本震:4月16日)は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

平成28年4月16日に発生した熊本地震は、平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震、平成23年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えた。下水道施設については、大地震により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

被災した自治体に対しては、県内外、全国の自治体や国、関連団体などから広域的、大規模な支援が行われた。

今回の熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を(平成28年12月)に行った。

中部ブロックルールにおいても、平成28年12月に改定された全国ルールを反映

し、既存ルールの見直しを行い今後の大規模地震等に備えるものである。

今後も発生が予想されている南海トラフ地震など、大都市や複数の県に跨る恐れのある大規模な被害を想定し、連絡会議等においてさらに議論を重ね、本ルールの充実、見直しを検討することが必要である。

(経緯)

平成 7年 1月17日	兵庫県南部地震(最大震度7)
平成 8年 1月	全国ルール制定
平成 9年 2月 5日	中部ブロックルール制定
平成12年 7月25日	中部ブロックルール一部改定 応援対象の明記、応援本部と救援対策本部の統合、連絡会議事務局を愛知県固定から各県持ち回りに変更 など
平成16年10月23日	新潟県中越地震(最大震度7)
平成19年 3月25日	能登半島地震(最大震度6強)
平成19年 6月	全国ルール改定
平成19年 7月16日	新潟県中越沖地震(最大震度6強)
平成23年 3月11日	東日本大震災(最大震度7)
平成24年 6月	全国ルール改定
平成24年 8月24日	中部ブロックルール改定
平成28年12月	全国ルール改定
平成28年 4月16日	熊本地震(最大震度 7)
平成29年 9月 6日	中部ブロックルール改定
平成30年11月 1日	中部ブロックルール改定

2 基本事項

(1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説9.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

(2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する(別紙1の通り)。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局(関東、北陸、中部、近畿地方整備局)

- ウ 日本下水道事業団
- エ (公社)^{※1}日本下水道協会
- オ その他関係業界団体
- ※1 (公社)は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市^{※2}の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2:中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

(1)について

本ルールでの支援対象は、大規模地震等により被災した自治体であり、その支援業務範囲は、当該自治体の下水道施設の現地における被害調査から復旧工事までとする。また、被災県に設置される下水道対策本部の業務についても、各構成員が副本部長または本部員として支援することになる。

ここでいう「支援」とは、広義の「支援」を意味し、この広義の「支援」には、地震発生直後の下水道施設の被害調査から復旧工事までの段階応じて、「支援(狭義)」、「応援」及び「派遣」がある。

(2)について

中部ブロックに災害が発生し当該被災県を越える支援が必要となった場合等に、中部ブロック各県、市等が円滑かつ迅速に支援体制を確立し、被災自治体を支援できるよう、平常時から連絡・調整を行い災害時に備える必要がある。その体制として「連絡会」を設置する。その構成員の詳細は、3(1)のとおり「別紙1」に明示する。

この平常時体制の名称は、連絡調整のための「連絡会議」との混同を避けるため、名称を「連絡会」とする。

(3)について

中部ブロックに災害が発生し当該被災県を越える支援が必要となった場合等は、「下水道対策本部」体制として、支援体制の取りまとめ等の連絡・調整を行うものとする。

(4)について

各県は、当該県内市町村等に本ルールを周知するとともに、県内ルール等により県内体制の整備に努め、下水道対策本部の業務が円滑に行われるよう協力するものとする。また、関係業界団体においても、災害時の対応について傘下企業等の研修を実施するなど、要請があった場合にその目的に応じて的確に対応できるよう努めるものとする。

(5)について

名古屋市、新潟市、静岡市及び浜松市が被災した場合は、大都市ルールが優先されるが、中部ブロック下水道対策本部長は、大都市対策本部長と連絡・調整を行い、中部ブロック各県の指揮を執るものとする。

(6)について

「親協定」実施細則第2条第2項に、主たる応援県市の救援対策本部の業務として、「(5)被災県市及び災害応急活動実施機関との連絡調整」が明示されており、下水道対策本部は、この災害応急活動実施機関とする。

また、親協定に新潟県及び他ブロックが含まれていないため、「ただし書き」を追加し、親協定を越える自治体についても支援することができるものとした。

(7)について

中部 9 県1市の親協定のほか、北陸3県の協定や各県同士の協定など多数あるが、下水道事業は本ルールを優先するものとする。

3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。
なお、連絡会運営の詳細については別に定める。
- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。
 - ① 幹事
 - ア オブザーバー以外の県
 - ② 副幹事
 - ア 幹事及びオブザーバー以外の県
 - イ 大都市
 - ウ 日本下水道事業団
 - エ 業界団体^{※3}

※3:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。
- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。
- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。
- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。
- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。
- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。
- (8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

(1)について

連絡会に幹事及び副幹事を定め、平常時の体制維持を行うものとする。連絡会構成員の詳細は、「別紙1」に定め、オブザーバーとなる団体、機関等もこれに明記する。なお、本項では連絡会についての基本的な事項を定め、詳細については「連絡会運営要領」として別に定める。

(2)について

各自治体と日本下水道事業団各事務所等及び国土交通省各地方整備局の所管区分は下表-1のとおりである。

日本下水道事業団が行う副幹事は、幹事県を所管区域とする施工管理課または事務所となる。

(5)について

幹事は、各年度当初に通常時、夜間・休日時の連絡先名簿及び応援資機材リストを作成する。各構成員は、年度途中であっても名簿及びリストに変更があれば速やかに幹事に報告するものとする。

表-1 構成員一覧(自治体、関係機関)

県 (幹事,副幹事)	大都市 (副幹事)	代表市	JS (副幹事)	国土交通省	備考	
新潟県	新潟市	長岡市	関東・北陸総合 施工管理課	北陸地整		
富山県		富山市				
石川県		金沢市				
長野県		長野市		関東地整		
岐阜県		岐阜市	東海総合 施工管理課	中部地整		
静岡県	静岡市 浜松市	沼津市				
愛知県	名古屋市	豊橋市				
三重県		四日市市				
福井県		福井市	近畿・中国総合 施工管理課	近畿地整	オブザーバ	
滋賀県		彦根市				

(注1) 新潟県、新潟市及びJS新潟事務所は、全国ルールの改定を先取りし平成19年4月より北海道・東北ブロックから中部ブロックに参加となった。

(注2) 浜松市は、平成19年4月に政令指定都市となったため、平成19年8月に代表市から大都市に移行。同様に新潟市も大都市に位置付け。

これにより、代表市に長岡市、沼津市が参加。

(注3) 福井県、滋賀県及びその代表市、JS、近畿地整はオブザーバーとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。

① 震度6弱以上の地震が発生した場合

- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
 - ③その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- (2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。
- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
 - ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合
- (3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、及び被災県所管の地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部並びに(公社)日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事県)は、その他構成員に連絡するものとする。
- (4) 本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。
- (5) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
- ①支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
 - ②本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
- (6) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部員に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
- (7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

(1)について

中部ブロック内(オブザーバー県を除く)に地震等が発生した場合について、対策本部の設置条件、設置場所を明示した。本部設置場所は表-2のとおりである。

①の場合は、自動的に下水道対策本部が設置されるが、②は、地震発生後各自治体で被害調査を行い、その結果、独自でその後の対応が不可能と判断され、当該自治体を所管する被災県に支援要請があった場合に下水道対策本部が設置されることになる。

表-2 本部設置場所の変遷（参考）

	中部ブロックルール	全国ルール	中部9県1市親協定
H7年11月			主たる応援県 (被災県に最も交通至便な隣接県)
H8年1月		幹事県	↓
H9年2月	幹事県(応援本部) 隣接県(救援対策本部)	↓	
H12年7月	主たる応援県	↓	
H19年6月	↓	被災県	
H20年7月	被災県		
今回改定			

(2)について

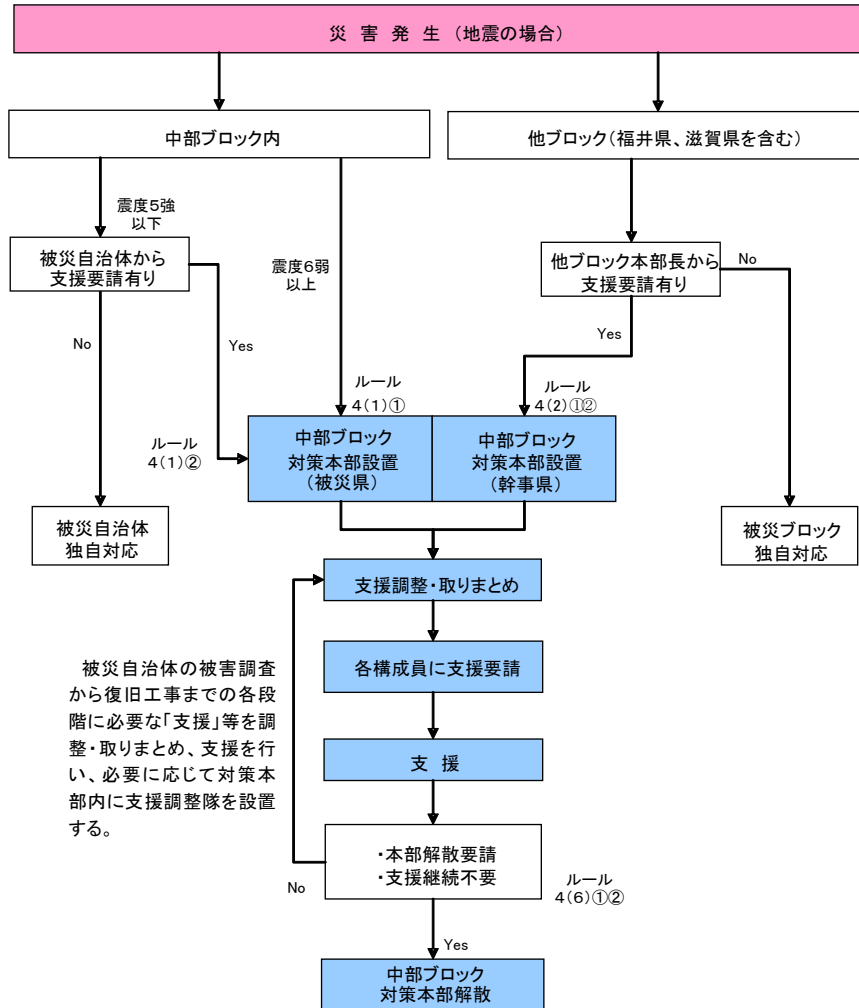
中部ブロック以外(オブザーバー県を含む)の隣接ブロック等が被災し中部ブロックに広域支援要請があった場合、幹事県に下水道対策本部を設置する。

この場合、各構成員は(1)と同様に副本部長または本部員となり下水道対策本部業務を分担する。

①の場合は、福井県または滋賀県が近畿ブロックの対策本部長となり近畿ブロックでの対応となるが、幹事は、当該本部長に中部ブロックからの支援可能体制状況等の情報提供に努め、支援要請があれば中部ブロック下水道対策本部を速やかに設置する。

②において、被災した他ブロックのオブザーバーに中部ブロック構成県が含まれる場合、幹事(中部ブロック下水道対策本部長)は、当該県との連絡・調整を中部ブロック側で行うか、被災ブロック側で行うか調整し混乱を避けることが望ましい。

図-1 本部設置、解散フロー（参考）



(3)について

平成24年12月12日付け国土交通省事務連絡では、「原則震度5弱以上の揺れがあった場合は、被害の有無にかかわらず、地方整備局等を経由して本省下水道事業課まで報告」となっている。国土交通省への進路経路について、事務連絡と整合を図るため、「全国ルール」では地方整備局を経由して国土交通省へ連絡することを明記。

幹事はその他構成員に、また下水道協会は、大都市窓口、他ブロック幹事に連絡するものとする。なお、被災県が幹事県の場合は、副幹事県が幹事の代理となる。

(4)について

国土交通省と総合調整を行い、副本部長、本部員または特別本部員の一部へ参集についての連絡を行う。

(5)について

被災自治体または被災ブロックからの解散要請のほか、下水道対策本部長が被災自治体の応急復旧の状況、災害査定に向けた調査・設計等の進捗状況等を勘案し被災自治体と協議を行い、さらに下水道対策本部体制で支援の調整、取りまとめ等を行う必要がないと認められる場合は、下水道対策本部を解散する。

(6)について

下水道対策本部の解散後も、本格復旧を行う被災自治体では、他自治体からの長期派遣等の支援が必要となる場合もある。下水道対策本部を解散する場合、本部長は、これらの情報とともに解散する旨を設置時と同様に別紙2により連絡する。

また、全国ルール第16条のとおり、本部解散後は必要な業務を下水道協会に引き継ぐものとする。

なお、被災県は、本部解散後も支援(派遣)の状況、復旧状況等を幹事及び下水道協会に報告する。

(7)について

震度5強以下の地震発生時は、(1)解説のとおり、地震発生から下水道対策本部が設置されるまでには、被害状況を調査し支援要請をするか否を判断までに時間を要することが予想される。そのため、被災県は、その後の本部設置に備え、状況等を別紙2により各構成員に情報を提供する。なお、震度5強及び5弱の場合は、本部を設置する、しないに関わらず、別紙2により情報を提供する。

5 下水道対策本部の組織

(1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

(2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

(3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(1)について

下水道対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。また、必要に応じて国土交通省に特別本部員としての参画を要請し、支援調整隊の隊長としてサポートを得ることができる。

なお、副本部長の区分は、原則 表-3 のとおりとする。

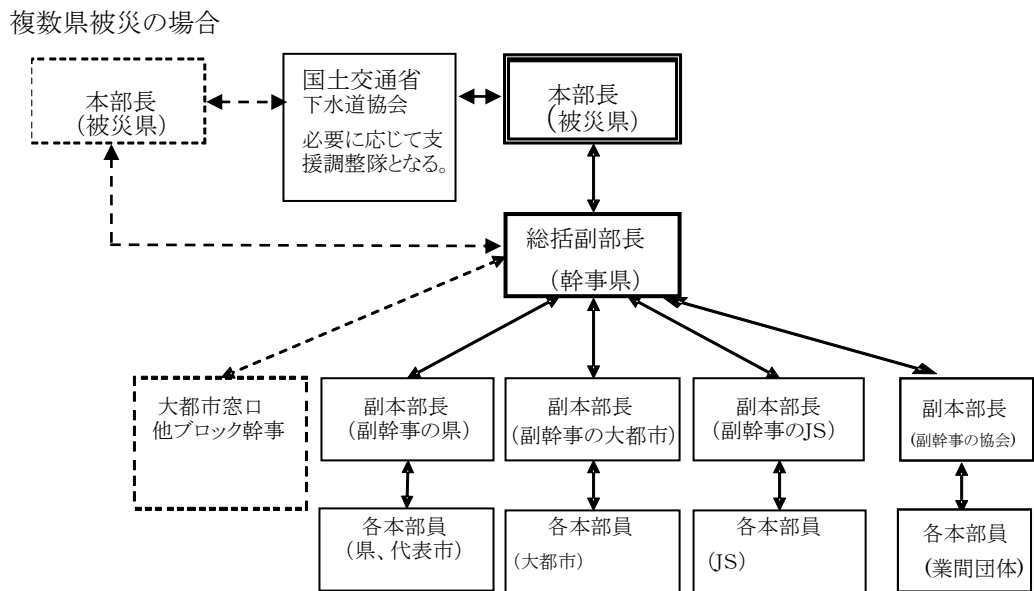
また、②イ及び③イの副本部長及び本部員に「本部長が必要と認めた者」とは、例えば、幹事または副幹事が被災し、上記副本部長が欠員となる場合に、その他の県及び大都市構成員等から状況に応じて定める。

さらに、中部ブロック内(オブザーバーを含む)では対応困難で、広域支援が必要になった場合に、下水道対策本部組織構成の拡充を図り、円滑な広域支援が行われるよう他ブロック幹事、大都市窓口及び災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)に下水道対策本部に追加することができる。

表-3 副本部長の区分

副本部長の区分	幹事、副幹事区分	左記が被災した場合等の代理
本部長と直結の総括	幹事(県)	副幹事(県) または 本部長が必要と認める者
県、代表市のとりまとめ	副幹事(県)	本部長が必要と認める者
大都市	副幹事(大都市)	〃
JS	副幹事(JS)	〃
業界団体	副幹事(業界団体)	〃

図-2 下水道対策本部体制のイメージ図



(3)について

被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができるものとする。

リーダーシップを発揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部内に参集した国土交通省の職員が担うことや、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとする。

複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、被災した各県に(狭義の)下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施

するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができる。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に(広義の)下水道対策本部として対応するものとする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
 - ①下水道対策本部の設置、解散に関すること
 - ②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
 - ③関係方面への情報提供に関すること。
 - ④ブロック内被災自治体への支援に関すること。
 - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
 - イ 支援可能体制の把握
 - ウ 支援計画の立案
 - エ 中部ブロック構成員への支援要請
 - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
 - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
 - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
 - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
 - ⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
 - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
 - イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
 - ウ 中部ブロック構成員への支援要請
 - エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請
 - ⑥大都市ルールとの調整に関すること。
 - ⑦その他支援の実施に必要な事項
- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(1)、(2)について

本部長、副本部長及び本部員等の基本的な業務分担を 表-5 に参考を示す。

しかし、災害の規模、状況等に応じて臨機応変に対応する必要があり、また、下水道対策本部設置時には調整、確認等を行い、意思疎通を図ることが重要である。

東日本大震災において、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体と連携し、支援活動を総合調整したことにより、スムーズな支援調整ができた。今回の「全国ルール」の改定では下水道対策本部の業務を行う際、二次災害等が発生しないよう、安全に留意することが重要であること、熊本地震を踏まえ下水道対策本部の業務として、「大都市ルールとの調整に関すること」を追加している。

(3)について

本部長は、前項(5)解説の本部長の業務代行または補佐のほか、必要に応じて下水道対策本部会議を開催し、円滑な支援活動等や早期復旧にあたっての対応等について協議するため、副本部長、本部員及び特別本部員等の関係者の召集等必要な措置をとるものとする。

対策本部	団体区分	業務内容
本部長	被災県	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置・解散 ・被害状況等とりまとめ ・副本部長、国土交通省への情報提供 ・被災自治体への支援調整 被災自治体からの支援要請とりまとめ 支援可能体制の把握 (県内自治体、関係業界団体との調整及び県外分のとりまとめ) 支援計画の立案 支援要請 前線基地の設置、連絡調整 支援隊の指揮 ・その他
副本部長	幹事 副幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長との連絡調整（複数県被災の場合を含む） ・中部ブロック内の連絡調整 情報提供補助（中部ブロック内県、大都市、管内自治体へ） 〃（関係業界団体へ） 〃（下水道協会へ） 支援体制の調整、とりまとめ（中部ブロック内自治体、関係業界団体分） ・中部ブロック以外の他ブロック・大都市との連絡調整 情報提供補助（他ブロック幹事、大都市窓口へ） 支援体制の調整、とりまとめ（他ブロック、他大都市分） ・支援隊の派遣先調整（被災県が複数の場合等） ・必要に応じて本部長の業務 ・支援隊の編成、派遣
	副幹事 (JS)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供補助（JS各事務所、処理場関係業界団体へ） ・支援体制の調整、とりまとめ（JS各事務所、処理場関係業界団体分） ・処理場、ポンプ場施設に係る被害調査、復旧計画に関する調整
本部員	県	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供補助（管内自治体へ） ・支援体制の調整、とりまとめ（管内自治体分） ・必要に応じて副本部長の業務 ・支援隊の編成、派遣
	大都市	<ul style="list-style-type: none"> ・支援隊の編成、派遣
	代表市	<ul style="list-style-type: none"> ・支援隊の編成、派遣
	下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供補助（全国ブロック幹事、大都市等へ）
	各業界団体	<ul style="list-style-type: none"> ・支援隊の編成、派遣
一般市等		<ul style="list-style-type: none"> ・支援隊の編成、派遣

表-5 下水道対策本部の業務(役割)分担 (参考)

(3)について

全国ルール第9条にて規定されている国土交通省の役割を中部ルールに位置付けた。

国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしている。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要である。

災害の規模によっては、災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割もある。

7 支援体制の確立

(1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

「7. 支援体制の確立」について

全国ルール第10条参照

8 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

「8. 応援活動」について

全国ルール第11条参照。「全国ルール」では「下水道の地震対策マニュアル」を2006年以降、2014年に改定しているため(2)―2006版―及び「下水道の地震対策マニュアル別冊・緊急対応マニュアル―2006年版―」を削除している。

9 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

「9. 前線基地」について

全国ルール第12条参照。「全国ルール」にて熊本地震を踏まえた他事業との調整により、活動拠点の確保が困難となる場合が想定され、下水道部局が終末処理場を使用する可能性があることを、しっかりと認識しておくことが重要と思われるため前線基地を被災自治体内の終末処理施設等に設置することを追加している。

10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。
- (5) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (6) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (7) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール)を行うことができる。

(1)について

全国ルール第13条参照。「全国ルール」にて被災した自治体における宿泊施設の斡旋・調整の負担を軽減するため削除している。

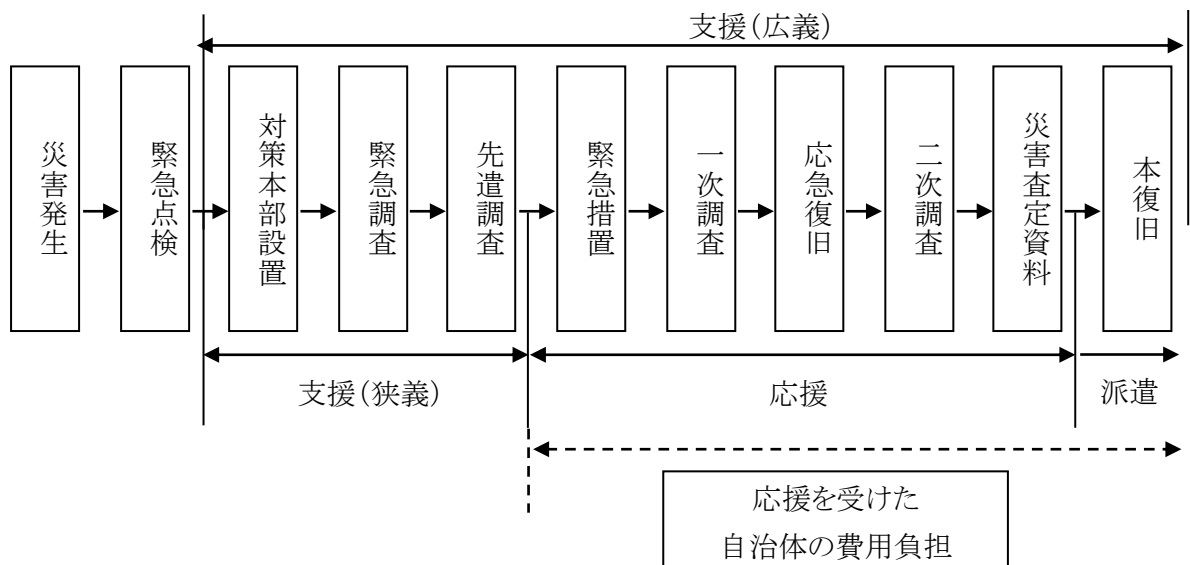
(2)について

・ 応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第92条(指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用(職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等)を負担します。

・ 派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。



(3),(4)について

全国ルール第16条参照。

(5)について

本ルールは、あくまでも下水道事業における災害時相互支援等が円滑かつ迅速に行われるよう基本的な事項を定めたものであり、災害の規模、状況により、本ルールでは対応できない事態や想定されない対応が必要となることも考えられる。

そのため、このような場合には、目的達成のため臨機応変に対応することが重要であり、支援の相互関係者が協議して必要な事項を定めるものとする。

(6)について

幹事から被災県は直接連絡をもらうため、副幹事(県は)被災県及び、幹事への連絡は不要とする。

(7)について

平常時及び災害時の情報伝達に関して、その情報が、緊急性を要するものや、周知するのみの場合は、その内容にかかる返信を要しないため、幹事からの一斉送信(メール)とすることができる。

情報を基に意見集約をする、または支援体制の報告をする等のとりまとめを行う場合は、別紙2または別紙3による連絡体系にて連絡することとし、その判断は幹事県でおこなうこととする。

なお、一斉送信を行った場合でも、災害時等で確実性を要する情報の場合は、定められた連絡体系に基づき電話による受信確認を行う。

実運用に関しては、次のとおり、メールにて記載を行う。

1 幹事からの送信は、文末にどの連絡体系に基づいて送っているか記載する。

文例案:本メールは「一斉送信」されていますので、転送は不要です。

本メールは「災害時連絡体系」に基づいて送信されていますので、各構成員は転送をお願いします。

- 2 メールを受信確認は、件名の冒頭に【受信確認 団体名】と追加記載して返信する。文面の追記等は必要なし。